

Title	能楽の近代化と高木半：その履歴と能楽改良論への能役者の反応をめぐって
Author(s)	中尾, 薫
Citation	待兼山論叢. 美学篇. 2013, 47, p. 1-25
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/54411">https://hdl.handle.net/11094/54411</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 能楽の近代化と高木半

—その履歴と能楽改良論への能役者の反応をめぐって—

中尾 薫

キーワード…能楽／近代／能楽改良／高木半／明治時代

### はじめに

明治四十三年（一九一〇）九月号の雑誌『能楽』に「高木氏の能楽改良論及び失名氏の同辯妄論」と題された論評が掲載されている。これは、大阪市外福井村の高木半翁なる人物が著した『能楽評論』に対する書評で、その前文として記者萍生が、八月十九日付『国民新聞』に、同書の紹介記事が掲載されていること、高木氏が多年能楽改良論を唱えて新作能を発表していること、このたびの『能楽評論（氏の能楽改良意見書）』一冊は新作謡二冊とともに主に伝献されたことを前置きする。そして、同書は雑誌『能楽』編集にも寄贈されてきており、

記者これを一覧するに、頗る不同意の内容を有すれども、時候柄諸者の一笑を買ひ、以て聊か銷暑の料に附せん

が為、其の要旨を茲に紹介し、併せて同書の妄を駁<sup>た</sup>せる失名氏の投稿を共に読者の一覽に供ふる事とせり。<sup>(1)</sup>

と記すように、読者の一笑を買うべき内容であったところ、ちょうど記者の評と意を同じくする「失名氏」の論評が投稿されて来たため、それに記者の評を代弁させることとなったらしい。記者の前文では、このあと高木氏の能楽改良論の要旨が引用され、

氏の熱心や諒すべきも、所論や實に愚を極めたりといふべし。辯妄に代ふるに左に失名氏の投稿を以てすべし。

と結ぶ。さて、続く「失名氏」の評はというと、右に引用した「頗る不同意」「實に愚を極めたりといふべし」という記者の言からも推察されるように、終始酷評となっているのである。

雑誌『能楽』ではその後、武島生「聞捨難き記事（能楽前号所載高木氏の能楽改良主旨に就いて）」（第八卷十号）、三名の反対論を集録した「高木翁の能楽改良論に対する難声」（同卷同号）、萍魚生、雞兎生「高木氏の高砂改作を難ず」（第八卷十一号）と、高木半翁の能楽改良論や新作謡に対して、激しい非難の論が立て続けに掲載された。そればかりでなく、たとえば「高木翁の能楽改良論に対する難声」の編集子前書に「一度公にせらるゝや難声四方に充ち」とあるように、氏の『能楽改良論』批判は、雑誌『能楽』同人に限定されるものではなかったようである。そもそも最初に氏の論を紹介した『国民新聞』でも「記者は豫てより翁の所論には同意し兼るものであるが」と不同意を明らかにしていたうえ、<sup>(3)</sup>その後も「一度高木翁の能楽改良論を当紙上に紹介して以来投書が続々来る」始末であった。

さらに、実は、この年ばかりではなく、池内信嘉『能楽盛衰記』下巻「十八能楽改正の可否」にあるように、高木半は「屢上京もして有志を訪問し、熱心に其の実行に努め」ていたらしく、三年前の明治三十七年にも、自ら『能楽』編集部のあった能楽館をおとずれ、その能楽改良論の実例として「其の謡本を示して賛同を求め」ていた（『能楽』第五巻二号）。それに対する池内信嘉の反応はというと、やはり「賛成出来ぬ」というもので、その理由を『能楽』誌上に掲載もしているのである。

このように概観してみると、総じて、高木半の能楽改良論は反発の憂き目にあっていると云ってよい。しかしながら、明治維新後、新しい価値観が急激に能楽界を翻弄するなか、能楽改良の議論は少なからず続発しており、ことに雑誌『能楽』の創設者である池内信嘉は、熱心な能楽改良論者の評判も高く、誌上でその改良案をたびたび提言していた。この一連の動向についてはすでに拙稿で紹介したところであるが、<sup>(4)</sup>おりしも高木半の『能楽改良論』が紹介される前号（八巻八号）には池内信嘉の「演能時間の短縮の研究」「石橋短縮の一案」が掲載され、その改訂実案が発表されたばかりであった。能楽をそのまま保存か、時代に応じた改良を施すかについての議論が行なわれている渦中の時期にあつて、高木半の能楽改良論は、改良の一案として少なくとも議論されるべき一案として一石を投じるのに絶好の機会にあつたはずである。しかし、それは散々たる非難に始終し、いわば門前払いに等しい。結論をいそげば、それら非難の内容は「能楽を改良すること」自体への反発ではなく、その案通りに改良された能楽の姿が、能楽の良さを台無しにしかねないという主張でほぼ一致しているように思われる。そのことに翻って考えるならば、この頃、能楽がこうあるべきという、いわば理想の能楽像が、共通の、固定の概念として出来上がっているようにも思われるのであるが、それはさておき、明治・大正期における能楽改良論の諸説を明らかにする試みの一環として、おむね不評に終った高木半の『能楽改良論』の主張と、反論双方の主張を読み解いてみたい。しかし、高木半につい

ては近代能楽史において熱心な能楽改良論者であることが記述されることが多いが、その活動の一部始終についてあまりよく知られていない。そこでここでは高木半の履歴や能楽関係者との交流について現在知りうる限りを確認することに専念したい。

### 一、高木半の履歴

高木半の素性については、明治十年代に断続的に刊行された高木半作詞の新作謡本の奥付から、「大阪府平民」で「摂津国鳥下郡福井村」が住所であるというくらいしか知られていなかったが、近年西野春雄氏が、関屋俊彦氏から示された資料として『福井村沿革誌』（大坂府三島郡福井村、明治四十五年）所載の「高木箕田翁彰徳碑」「高木半」に、より詳細な履歴が記されていることを指摘されている。<sup>(5)</sup> その全文は、西野氏がすでに紹介するところであるが、ここであらためて全文を掲げつつ資料を補いながら高木半の素性をたどってみる。まず、「高木半」の項には（傍線は私に付した）

源頼光ノ子、頼親五世ノ孫、八条院判官代信光ナルモノ、大和国高木村ニ住ス。回テ高木信光ト称ス。其十八世ノ裔孫高木丞之助貞政ナル者、天文年間美濃国石津郡駒ノ西舟岡山ニ城を築テ、焉ニ抛ル。其頃、其三男弥左衛門俊政、乱世ヲ厭ヒ、福井村ニ隱栖シ、農ヲ業トセリ。即福井村高木氏ノ太祖ナリ。五世ノ孫半兵衛正親、貨殖シテ諸侯ニ貨幣ヲ貸スルヲ以業トス。慶安年間、大阪ニ商店を開キ、姪ヲ養ヒ子トシ平野屋半ニ至ル。

代官格郷兵ノ頭ヲ命ゼラレ、槍一筋帯刀ヲ命サレシガ、維新後廢藩ヲ以テ、其資格ヲ廢セラル、モ、明治元年

三月、禁裏御所諸品調進御用達拜命シ、遷都ノ際廢セラレ、明治五年九月本郡第一区區長、拜命。明治六年五月、一小学区取締兼勤、同月退職。安威村十日市字梅ヶ枝堰ノ疏水ヲ利用シ、耳原ヨリ神崎川ニ至ル疏水開キ、通船ヲ以テ貨物ノ運輸ヲ開始シ為ニ、物産輸送ニ便益ヲ与シガ汽車開通セシヲ以テ、自ら廢業ス。加ルニ共通經營ノ大阪兩替店の失敗ヲ重ネ、資産ヲ失フモ、明治十二年四月ヨリ明治十七年迄、大阪府會議員ニ挙ラレ、同十三年四月ヨリ同十四年六月迄、常置員ノ任ニ就ク。<sup>A</sup>明治十九年後老耄ト称シ、公務ヲ辞シ、唯風月ニ吟嘯シテ、日の本乃教新能楽ヲ編纂シ、宮内省ニ献納シ、老テ其名ヲ榮シム。実ニ氏ハ、高木弥左衛門俊政十一世ノ裔孫ニシテ、幼ナル時国学及和歌ヲ実夫逸翁、熊谷直好等ニ学ビ、漢学ヲ広瀬旭莊ニ学ブ。本郡知名ノ学者タリ。

とあり、その先祖（太祖）は天文年間に戦国の乱世を嫌って帰農し摂津国島下郡福井村（現大阪府茨木市福井）に隠棲した高木弥左衛門俊政<sup>6</sup>である。その五代目にあたる高木半兵衛正親弥左衛門俊政は、財産を増やし諸侯に貨幣の賃代することを生業とし、慶安年間に大阪に商店を開いて、その養子平野屋五兵衛は分家した。なお、他の資料から補足すれば、この分家平野屋は、のちに天王寺屋、鴻池屋などと肩を並べて「十人両替」<sup>8</sup>のひとつに選ばれ、大坂の両替屋仲間の取り締まりや公金出納を任され、帯刀も許されるほどの大両替屋に成長した。右の『福井村沿革誌』によれば、高木家はその本家であり、共通の経営としたとあるから、当時の高木家はそれなりの財力があったものと推察される。しかし、本家である高木家は六世半兵衛祐政から高槻藩郷士に命じられ、高木半もそれを世襲したとあるので、基本的には農業を生業にしていたと考えてよいだろう。

さて、高槻藩郷士としての高木半は、「代官格郷兵ノ頭」を命じられ槍一筋と帯刀を許されていた。明治維新後、廢藩のためその職を失い、明治元年より「禁裏御所諸品調進御用達」を拜命した（廢藩は明治四年七月であり年に

ついでには誤りがある。明治五年九月に、島下郡の第一区区長を命じられ、翌明治六年五月には一小学区取締を兼務するもすぐに退職する。同じ島下郡の安威村の疎水を開き、船による運輸業に手を出す、汽車開通を機に自ら廃業し、共同経営をしていた平野屋の事業失敗を受けて財を失う。しかし地元の名士であったことは揺るぎなかったようである。明治十二年四月から明治十七年まで大阪府会議員に選挙され、同十三年四月から翌十四年六月までは、常置員の任に就いた。<sup>(10)</sup> ちなみに、『大阪府会史』によれば、高木半は島上郡と島下郡の代表として選出されており、「明治十二年三月初期総選挙ニ当选、引続改選ニ当选、十七年五月満期退任」して、在任年数は五年三ヶ月である。<sup>(12)</sup> 在任中の功績としては、明治十三年八月の地元島下郡福井村学校の開業があげられ、府会議員として明治十二年八月に「学監」役を拝命していることを併せると、教育方面に並々ならぬ関心があったことが推察される。余談ながら、高木半の息女三枝は東京師範学校を卒業し、明治十三年四月六日に大阪府師範学校五等訓導を命じられているほどであるから、<sup>(15)</sup> 息女への教育にも熱心で、学校開設等の功績は単に府会議員としての義務感によるものではないといつてよいだろう。こうした教育への関心は、高木半の能楽改正論の趣旨文の一節「新能楽を起し学士勇士等の耳目を悦ばしめ外国人にも恥ざらん曲にし祭祀祝賀に奏する楽とせば人民をして善心を感じせしめ威風易俗教育の小補となり」(明治三十七年『謡曲評論』)という発想にも通じる。高木半自身の学問的素養については、『福井村沿革誌』の先掲引用文末尾(傍線部)に、高木半が幼少より国学と和歌を実父と香川景樹の弟子であった熊谷直好に、漢学は広瀬旭莊に<sup>(16)</sup> 学び、「本郡知名ノ学者」であったとも記されている。また高木の新作能《桜井》の明治三十年刊本に国学者の敷田年治が序文を寄せているのも、高木の学問的交流範囲をうかがわせる事例である。<sup>(17)</sup>

なお、同じく『福井村沿革誌』『高木箕田翁彰徳碑』には、

名門出名士、自古而然、高木氏撰州三島福井名門、世為郷士也。乃有箕田翁出矣、翁名正字一止、称半。箕田其号。又号洞山人。幼好学、長嗜詩歌。於村中諸事尽力、首唱新築檜谷池、講究耕地法、起公益、民富瞻。明治初、為区長、及府會議員。B 於興學校修道路、用心特至善、散樂謀改正新曲十余、着能楽評論賜 天覽。人皆榮之謂、邦教清心為旨述、主旨為衝正舞踏歌以導蒙生敬神愛國之忱発、於言蹟於行無一不裨世。

盖翁始祖、俊成。濃州士人。天文中退隱、于福井為農。五世祖政親、謀国見山事、有功尊崇神社村人做之於今賽者甚多。且以借与金于諸藩、致素封創別戸于大阪今橋姪為子、幹其事称平野屋五兵衛、十世祖逸翁、築于其私有、奥谷為村池翁、則俊政十一世孫也。村民既浴世々之沢社友、又欽翁之厚德於是相謀碑來乞、余文与翁交数十年知天資之美才芸之雄齡八十有五、身猶矍鑠交深情親乃一篇文使後世不忘斯人矣。

明治四十四年辛亥十月 友人 藤沢恒撰

とあり、内容は先掲の「高木半」とほぼ重なるが、高木半の履歴に関係して新たに知り得る点のみをあげると、「名正字一止、称半」をあることから郷士としての世襲名であった「半兵衛」を一字で止め「半」と称し、新作謡本にもみえる「箕田」のほか「洞山人」という号を持っていたことが知られる。また、檜谷池（未詳）を新たに築くこと唱え、耕地法を講究し公益を起し、民に公益を世話したという。この碑文の年記が明治四十四年で、「齢八十有五」と末にあり、生まれ年は文政十年（一八二七）である。なお、没年に関しては未詳ながら、西野氏も指摘するように、大正二年に雑誌『国謡』（三月号）に、自身が明治十八年楠公五百五十年祭のために作詞した新作謡曲《桜井》の紹介文を「八十七翁高木半識」として載せており、少なくとも大正二年の頃までは存命であった。



## 二、観世宗家との交流

さて、以上は高木半の職歴を中心に見てきたわけだが、問題は能とのかかわりである。高木半の能楽に関する事績は、すでに述べているように、独特の能楽改良論の主張とその信念に基づいて制作された新作能に代表され、先に引用した『福井村沿革誌』『高木半』の項においても、明治十九年（一八八六）、老いを理由に公務を辞した後に、新能楽を編纂し宮内庁に献納した旨と（前節傍線部A）、同じく「高木箕田翁彰徳碑」には、散楽の改正を謀り新曲十余曲を著し、能楽評論は天覧賜った旨が（同傍線部B）高木半の功績として掲げられている。この天覧に供した「編纂」「能楽評論」が、冒頭に述べた明治四十三年九月号の『能楽』にて痛烈な批判をあげた『能楽評論』を指すと考えてよいと思われるが、ここでは、それ以前の能へのかかわりについて、管見の限りをたどっていききたい。まず、府会議員在職中である明治十三年七月六日付『朝日新聞』に、

一昨日、平野町橋岡能舞台にて府会議員より催されたる能には知事其他五六の官吏も来臨ありて頗る盛会なりしが、三十二番議員高木半君は、兼て此道に達したる人にて、同氏が高砂を舞はれたるは至極の出来にてヤンヤの喝采ほめの声は暫し止まざりし。

と、大阪平野町の橋岡能舞台(18)における府会議員主催の能会で、高木半が《高砂》を舞い（仕舞であろう）、その出来が良く喝采をあげたとある。「兼て此道に達したる人」とあるからには、能楽の素養は府会議員の任にあたるだいたい以前から培われたものと推察されるが、これ以前の活動については確かな証左を示すことができない。しかし、同年

十月二十二日付『朝日新聞』には、やはり橋岡能舞台の催し案内の記事として、

有名なる府会議員島下郡福井村高木半氏は、兼て能悪の仏家虚誕の説に出て民情を興起するに足らざるを憂ひ、之を忠臣孝子節婦の実伝に因り勧善懲悪の一助ともなるべきやう改正なさんと目論見居られしこと久しかりしが、此程、鶴ヶ丘といへる新曲を製し之を能楽師に付し、本月二十四日、橋岡能舞台に於て試みらる、よし。其日の番組には、経正（酒井権太郎）、鶴ヶ丘（大西鑑一郎）、俊寛（生一左兵衛）、春日竜神（大西鑑一郎）、融（西東太郎）、狂言には鶏聳、呼声、附子、仁王等にて、晴雨を論ぜず午前八時より。

とあり、この時点で、すでに「悪の仏家虚誕の説」に依拠し云々の理由から、能の改正を主張しており、しかも「久しかりし」という文言からは、それが高木の一家言としてすでに世間では認識されていたことすらうかがえる。この明治十三年という明治期の初期の時点ですでに能楽改正の持論を主張していたことは留意されるところである。また、この時『鶴ヶ丘』という新曲を製作し、同月二十四日に、大西鑑一郎のシテにて試演される予定となっている。刊行物の形で現在知られている高木の新作能は、これより三年後、明治十六年刊『新楽』一〜三巻として所収の『叢雲』『太刀まつり』『卯花重』が最も初期のものであり、この明治十三年に新作されたという『鶴ヶ丘』は、おそらく未刊のままですたれたものと解され、どのような内容なのか現時点では未詳である。もちろん、室町時代の成立と思われる同名の曲とは異なるものと推察され、あるいは高木が初めて著した新作能である可能性もあろう。

さて、明治十六年七月十五日にも、やはり橋岡舞台にて高木の新作能の試演会が催されていたことが「大阪謡能界半世紀」（『国粹謡曲の能楽』大正六年）に紹介されている。<sup>(20)</sup>これは七月十日に東京から観世宗家父子（清孝、清

廉)が来阪したことを期して橋岡舞台で一回目が、十五日に二回目の能会がそれぞれ催されたのだが、その二日目の後に新曲が試されたというのである。曲目は《叢雲》、《玉敷の雪》、《太刀奉》、《槻の鞠》で、演者は橋岡雅雪、同平三閑雪、恒岡寅之助、小西新右衛門、大西亮太郎だった。同書にはこの新作上演の試みは「一回限りで止した」とあるが、さきほどあげた十月二十二日の《鶴が丘》の試演のほかに、明治十七年十月四日付『朝日新聞』に、

今四日、天満神社日供講元山下市右衛門、田中達三郎両名の発企にて、予て府下摂津国島下郡福井村に設けたる神田の早稲を供へ、其際、高木半氏が作の新楽千秋舞の謡曲、叢雲、玉敷雪、太刀奉、及び同氏作の新狂言嵯峨の春、秋山路を奉納することとなり。

明治十八年四月二十三日付『朝日新聞』にも、

楠公祭(二十六日、楠公五百五十年祭を桜井駅楠公訣児松の下で挙行)京都広瀬充蔵氏より観世流の能楽を寄附し、当府下高木半氏よりも亦献能あり、番組は、能は叢雲、桜井、外に一番、狂言は嵯峨の春、秋の山路等にて、孰も同氏の新作なるが、殊に桜井は今回の祭典の為に新に仕組れしもの、由にて、其行文の新奇なる、意匠の慷慨なる、多少人心に感動せしむるものありと。

と、神社への献能という形ではあるが、《千秋舞》《叢雲》《玉敷雪》《太刀奉》《桜井》の新作が上演されている例が認められる。なお、右の二つの記事からは高木が能だけでなく、狂言に関しても新作《嵯峨の春》《秋山路》なる二

曲を作っていたことが知られる。

それはさておき、このように当時大阪能楽界を支えた中心的文人、素人の面々によって高木の新作上演が試みられた事實は、その能楽改正の主張をある程度許容されうる地盤を、高木が能楽界に持っていたことを物語ると言つてよいだろう。これについては、これまであげた新作の上演例において《鶴が丘》は大西鑑一郎が、明治十六年七月の試演においては大西亮太郎と、大西家の名がみえることが留意される。また、《叢雲》と《太刀奉》は、『新楽』巻一、二として、明治十六年四月に山岸弥平版で刊行されているが、このうち《叢雲》には「虚雪大西寸松声譜、拙斎大西鑑一郎校正」と、やはり大西家が節付に関わったことが知られる。これらのことから、高木半は大西家に師事していた素人弟子であったと推察できるだろう。<sup>(21)</sup> 他方、観世宗家父子については、明治三十年刊『千秋舞』の高木自身による序文から直接交流があったことをうかがい知ることができる。以下、いささか長大な引用になるが、高木の改良論の趣旨とも関連するため、全文を翻刻しておく(句読点、棒線部はわたくしに補う)。

余往年東京に抵りて観世清孝師を訪へは、師沈みて能芸は徳川氏執政の世に武家祝賀之楽となりて盛に行れたれと、維新より以来衰微して將に廢れんとせり。再興の道やあらんと云れければ、余答るに能芸は足利氏執政の世、師家の先祖田楽猿楽を基とし、文詞を仏門の徒に作らしめ、猿楽の能と称して起されしと聞けり。然るに世の乱久しく久運衰微の時なれば、文詞また誤謬有て因果報応を主とし、靈誕附言の説、多は亡靈の曲にして方今文明に進める時勢、志士学生の歌舞するを悦はされは声音自ら賑はさるや。輒ち百事改正の時なれば、能き所改正さる可からず。愚按するに従前の能は舊に依て存し、名称を能楽とし、更に聖世を祝し勸善懲惡を旨とし、仁君忠臣節婦孝子之事蹟を發揚し、優美なる新能楽を起し、祭祀、宴享に奏せは、人民をして善心を感發せしめ、

移風高俗教育の小補たらん。然らば志士学生の耳目を悦はしめ世に行れんこと必せりといへば、師抑ち假て今より後、能を能楽と称すへし、新能楽の謡曲の文詞を作れと囑せられは、忝拙劣を顧す試に千秋舞、東の都、東京の花、玉敷の雪、楓の鞠、五曲を作り師声譜を付られたり。然るに維新日涉して優芸の文運未開かす。葉行連ざるを以、箏笛に隠れ有しか、日往年移り近來世に能楽を翫ふ人多ければ、梓行して同志者の同音を求めんとす。友に同音の人あらは悦に堪ゆへけんや。

明治三十年初春 高木半

右によれば、高木はかつて東京で観世清孝を訪れ、維新以後の能楽の衰退を憂っていた清孝に能のあるべき姿の構想を披露したところ、清孝はそれに賛同の意を示し、新しい謡曲の文詞の制作を高木に委嘱したという（棒線部）。そこで高木が作詩し、清孝が声譜を付けた曲としてあげられているのが《千秋舞》《東の都》《東京の花》《玉敷の雪》《楓の鞠》の五曲なのであるが、これら新作のうち《玉敷の雪》《楓の鞠》が明治十六年七月十五日の観世父子同席と思われる試演会で上演されたことはさきほど触れた通りである。また、右の序文が載せられている謡本『千秋舞』は明治三十年刊行だが、「明治十六年の冬」と明記された国学者敷田年治による序文も付されていることから、『千秋舞』の制作も、少なくとも同じ明治十六年以前と考えて問題なからう。ちなみに観世宗家の文書が保管されている観世文庫には『東の都・東京の花』（109／82）の写本謡本が所蔵されており「観世清孝声譜、高木半著述」とある。数カ所の詞章訂正もみられることから、これが右の序文でいう事情で成立した原本であるとみてよいかと思われる。観世文庫にはそのほかにも、裏表紙に「高木半ヨリ來候書類ノ内」などと書留がある写本謡本『桜井』（109／110）など、高木半と直接にやり取りをしていたことを裏付ける写本謡本や、高木半の新作能の刊本が複数所蔵されている。<sup>(22)</sup>な

お、高木の新作能のうち刊行された曲は全部で十曲あるが、<sup>(23)</sup>いずれも清孝もしくは二十三世清廉に声譜を付けてもらっている。具体的に言えば、明治十九年五月刊『榎の鞠』、明治四十一年『新能楽』巻一の《千祝舞》《叢雲》《卯花重》《征露のかたり》《鞠のいさを》が清孝声譜に改訂して再収されている。清廉声譜は、明治二十八年十一月刊『勝軍祝』『榎の鞠』、明治三十年五月刊『鳳賀迎』、明治三十一年十月刊『太刀まつり』、明治四十一年『新能楽』巻二の《勝軍の祝》《三韓》《玉敷の雪》《鳳賀迎》《太刀沈》である。もともと、観世宗家としては宗家認定ではない謡本は認めない方針を強化していたため、必ず宗家の節付を得る必要があったという事情も考えられるのであるが、清孝に関して言えば明治十二年から明治十四年にかけて新しい観世流謡本刊行に取り組んでいたため、明治十六年頃は現存の能の改正という問題に比較的敏感な時期でもあったことが、高木の能楽改正の考えに同調した背景にあったように思われる。<sup>(24)</sup>なお、その息子である清廉も高木の能楽論については、声譜をつけていることから知れるように決して門前払いという態度は取らなかったと言ってよいだろう。観世文庫所蔵「明治二十六年檜常之助刊一番綴謡本『高砂』」<sup>(25)</sup>に、高木半が明治四十四年に出し問題となった『能楽評論』の説、および《高砂》の改作案を、清廉と思われる筆で逐一書き留めている例もある。もともと表紙には「蓑田高木半妄評」と記しているように、その案が痛烈な批判をあびており、受け入れられないものであるとの認識は世間のそれと変わらなかったのかもしれないが、少なくともその説を吟味する姿勢はこの資料からうかがえよう。

### 三、梅若実との接点

それにしても、素人であった高木半がどうして観世宗家清孝と交渉を持ち得たのかという疑問はやはり残る。これ

は先述のように、高木半が大西家の素人弟子であったと考えられることが関係してくるだろう。とくに、大西寸松の息男である大西鑑一郎が、明治十三年、二十二世観世清孝に師事するため上京していることは見逃せない。もちろん、明治十三年を契機に大西家と観世宗家がつながりを強くしたということではなく、大西家が京観世岩井派の一家であり、江戸時代中期から観世家が京観世と強い関係性を維持していたことが背景にある。また、江戸幕府の崩壊以後、観世大夫としての俸禄を失った観世清孝が徳川慶喜のいる静岡に居を移し、さらに困窮をきわめていた明治三年夏、京観世の岩井栄之進や、大西寸松らが免許料先払いという名目で百五十両という大金を工面し援助していた。<sup>26)</sup> 東京では清孝が不在のうちに、梅若実がその地道な活動から人々の信頼を得て、明治八年に清孝が帰京してもしばらくは立場が逆転していたともいえる状況であったが、京阪の弟子の間では観世宗家をよりあげる機運が高かったのである。ともあれ、大西鑑一郎は明治十三年に清孝のもとで修行をすべく上京していたことは、二月二日、清孝とともに挨拶のために実と面談したことが『梅若実日記』に記されていることから知られる。<sup>27)</sup> 東京での能会に出演するためには、実との関係をとりむすぶ必要があるという判断だったのかもしれない。高木が東京に出て清孝と会ったのは、この後のことと推察できる。

さらに、明治十八年には大西鑑一郎の甥にあたる大西亮太郎が、二十三世観世清廉と梅若邸を訪問し、実に師事もしている。<sup>28)</sup> この大西家の度重なる上京時に、高木半も上京し大西家の人々を介して、東京の能楽界と交流を深めて自作を披露していたと推察することはそう不自然なことでもないだろう。しかし、『梅若実日記』の明治十九年二月六日条に、東京の梅若実宅における素人能で、高木半が出演しているのが不審である。すなわち、明治十九年二月六日条に、<sup>29)</sup>

拙宅素人能。午後三時より始り夜八時二済。

箆 田中四郎左衛門／誠、杜若（沢辺ノ舞） 前田利邇／金五郎、鉢木 高木半／六右衛門、小鍛冶 古市公威  
／寛行

と、加賀前田家の前田利邇子爵、古市公威ら有力実業家たちとともに、高木が《鉢木》のシテを勤めているのである。明治十九年三月十三日条にも、梅若実邸での能催にて、

邯鄲 古市公威、蟬丸 林直庸、求塚 前田利邇殿、熊坂 田中四郎左衛門 入囃子半能ニテ、融 高木半／六  
右衛門

と、高木半が《融》のシテを勤めたのが確認される。<sup>(30)</sup> ちょうどこの頃は大西亮太郎が梅若について修行をしていた時期と重なる。それにしても、素人能とはいえ梅若実宅での演能に及ぶことができた理由は、たとえ弟子の知り合いだからといって、少し待遇が良過ぎるようにも思われる。ましてや後にふれるように梅若実が高木の能楽改良論に、必ずしも快く思っていなかったらしいのである。それについては以下のような人間関係があったためではないだろうか。すなわち、明治三十九年、高木の名がふたたび『梅若実日記』にみえる。七月九日条に、実宅で初めて催された夜の能の見所に高木半がいたことに実が気づかず、面会はしなかったことが記されているのである。<sup>(31)</sup> なお、その記事は、

本日見学ニ、田中四郎左衛門妻の父の高木半<sup>ナカバヒサ</sup>久々ニテ被参処、心付面会ハ不致。



というもので、高木半の娘が田中四郎左衛門に嫁いでいることが知られる。ちなみにこの記事で、「半」の名が「ナカバ」と訓じていることが確認できる。さて、同じ『梅若実日記』の明治二十年十月四日条に「田中四郎左衛門妻りん」の名がみえるので、この「りん」が高木半の娘の名と考えられよう。ここにある田中四郎左衛門とは、明治十九年二月と三月に、高木が梅若実家で演能に及んだ際に、『箴』『熊坂』を舞っていた人物と同一人物であるとおぼしい。『謡曲名家列伝』によれば、京都の旧家である織物問屋（槌屋）田中四郎左衛門の子で、巨万の財を抱いて東京へ移った父の家業を継いだ、いわゆる素封家としてその名が立項されている。<sup>(33)</sup>しかし、ここで主に紹介されている四郎左衛門は、三井養之介三女の「千代子」を夫人としたとあり、妻の名が合致しない。また、生年が明治十七年とあるので、幼少より梅若六郎に習い、ときには玄人に交じって子方を務めたとはいえ、さすがに二歳で『箴』『熊坂』のシテは無理である。この場合は、その父田中四郎左衛門と考えるのが妥当で、『謡曲名家列伝』に「氏の父夙に謡曲能楽を嗜み、梅若実に師事し、古市公威氏等と同門の友たり」とあるのが、まさに明治十九年における実宅の演能において、古市公威も両日とも参加し『小鍛冶』『邯鄲』のシテを務めていることと符合する。同書によれば父四郎左衛門は、明治二十三年没であったことが知られるが、そのほかに高木半とのつながりを考えるうえで重要と思われるのは同じく『謡曲名家列伝』の父田中四郎左衛門についての次の文章である。

現今観世流に於て、覇を関西に称して、名声鈔々たる大西亮太郎の如き、修業期には氏の家に奇遇して梅若実に学びしが、青年期に有り勝なる過失は一として之れに無かりしは実の氏の父の監督の寛厳宜しきを得たるに基せるものにして、大西氏の今日ある、亦以って田中家に負ふ所尠からざるべし、といふ。

右によれば、京都から東京へその事業を移した田中四郎左衛門が、修行中の大西亮太郎の衣食住の世話をしていたということになる。なお、東京在住中の亮太郎の処遇については「大阪謡能界半世紀」に、

其の頃（注・亮太郎が東都に修業していたころ）謡曲は衰へて居た。家元とても其通りで、自家に寄食せしめて研究させる事は出来なかつた。そこで三人が三人共三井の店員になつたのである。三井家には此以外に囃子の人々もまた店員と云ふ名の下に養はれて居た、此點から三井家は大阪謡曲能楽界の母であると云ひ得るのである。

とあり、家元の自宅に住み込みで修行させることが困難であつた時勢であつたこと、ほかに東京で修行をした大阪の若手能楽師ともども、亮太郎も三井家の店員として働きながらの修行であつたことが知られる。田中四郎左衛門の息子が、三井養之介の娘と縁を結んだ背景には、このような能楽を介した交流なども想起されるが、それはともかく高木半が梅若実家に入りしていた背景には、大西家との関係のほかに、梅若家の後援者であつた田中四郎左衛門の縁者であつたことも影響しているといえよう。なお、右の引用では「三井家は大阪謡曲能楽界の母である」としめられているが、それは東京の能楽界とて同じ状況であつただろう。すなわち、能楽界を支える母胎として旧大名家や旧公家で構成される華族とともに、あるいはそれを凌駕する勢いで、田中四郎左衛門や三井家をはじめとする有力実業家がかつた重要な位置を占めていたことがうかがえるのである。こうした素人、さらにいえば民間人が、能楽を支える母胎として無視できない存在になつていたことは、一民間人である高木半の能楽への取り組みが、その内容に関しては批判的な意見が大部分だつたとしても必ずしも無視されなかつた背景として留意しておくべきであらう。

## おわりに

さて、そのほかの高木の履歴について言及しておこう。明治二十一年四月に『板敷山』（鹿田静七発行）を刊行したが、これは完全なる新作というより高木の改作である。この曲が一時関西の観世流で準所演曲の扱いになったことは、<sup>(34)</sup> 関西における高木の影響力をうかがわせる例としてあげることができよう。明治二十七年十月二十日に、「恤兵献金の能楽」として地元近くの茨木村別院にて大西鑑一郎、亮太郎らとともに、『鉢木』を奉納している。<sup>(35)</sup> 翌明治二十八年一月には『三韓』（檜常之助版）、明治二十八年十一月に『勝軍祝』『槻の鞠』（檜書店発行）、明治三十年『千祝舞』『鳳賀迎』、明治三十一年『太刀奉』と立て続けに、新作の刊行を成し遂げている。先に掲げた『千秋舞』序文において、高木が清孝の委嘱にて新作能を著したあと「箏笛に隠れ有しか、日往年移り近來世に能楽を翫ふ人多ければ」とあるように、一時沈底していた高木の改正熱が再び過熱した時期が明治二十七年以降ということになるのだらう。おりしも日清戦争で戦争への士気を盛り上げる気風が世間をにぎわし、「志士学生の耳目」を喜ばす新能楽を目指していた高木には絶好の機会であった。

再度の沈黙の期間ののち、再々度高木の活動が活発化する。明治四十年五月の雑誌『能楽』に、高木半と面会した西岡逾明が、その一部始終を困惑気味な文章にて寄稿しているのである。それによれば高木は自作のうちから三、四曲を携えて、能楽会の池内信嘉に「遙呈して、其採用を求」めたのだが、「如水君（注…池内の号）未だ可否の報を与えず。又梅若実老人に託して、二三の新曲を演ぜられんを請」うたという。<sup>(36)</sup> 西岡は「梅若実老人、俄に此新曲を採用せざりしは、其見識卓越したる所にして、余は老人の精神に敬服せり」と述べており、池内信嘉と梅若実の反応は芳しくなかったことがうかがえる。同誌には、この西岡の文章のあとに、池内信嘉による「高木翁の能楽改正論」が

掲載されているが、それによれば三年前の明治三十七年にも自作を持参して池内を訪問し、改良の持論を述べたことが知られる。このように、高木は能楽改良の自説を有識者らに披露し賛同を得ることと、能楽師に自作の「新楽」を演じてもらうことを願うため、度重ねて上京をしていた。しかし、西岡も池内も、その熱心さには一定の敬意を表明しつつ、その内容については必ずしも賛同できかねるといふ論調は同じである。かろうじて、池内が『能楽』の同号に、その熱心を世上で紹介するため、と断ったうえで、明治三十有七年三月付の「能楽論」「謡曲評論」と『高砂』の改作具体案、文詞の解説文、および新作《鳳駕迎》の詞章を掲載に踏み切ったが、この時はそれについて読者子からは特に反応はなかったようである。なお、ここで掲載された諸文章は、明治三十七年に高木が池内宅を訪問した際に、持参したものと推察され、その大部分は、のちに批判論で紛糾した明治四十三年刊『能楽評論』に、若干の修正を加えて受け継がれる。これらの三度目の高木の活発な活動の背景に、日露戦争の勃発があったことはいままでもない。

なお『能楽評論』（吉田謡曲書店版）が、明治四十三年六月に刊行されたとき、すでに八十四歳という高齢であったが、さらに明治四十五年五月には、能の拍節を解説した『能楽謳節奏の栞』（吉田謡曲書店版）、大正二年に雑誌『国風』（三月号）に、明治十八年の作である《桜井》を紹介するなど、多くの酷評にも怖じずその論調は生涯変わらなかつたようである。

〔付記〕本論文は、科学研究費助成研究「能楽の近代化の研究 明治・大正期能楽上演記録データベースの構築を中心とする」（若手研究（B）課題番号23720091）の成果の一部である。

「注」

- (1) 『能楽』第八卷九号(明治四十三年九月十日発行)四九～五三頁。
- (2) 前文は以下の通りである。前月十九日国民新聞能楽欄にも見えたる如く、大坂市外福井村の高木半翁は多年能楽改良論を唱へ、自ら物せる新作も数々あり、亦前般は土方伯の手を経て、其の新作謡二冊及び能楽評(氏の能楽改良意見書)一冊を、主上の御手許へ伝献せりとて、右評論を本誌に寄来れり。記者これを一覽するに、頗る不同意の内容を有すれども、時候柄諸者の一笑を買ひ、以て聊か銷暑の料に附せんが為、其の要旨を茲に紹介し、併せて同書の妄を駁せる失名氏の投稿を共に読者の一覽に供ふる事とせり。(澤生記)。
- (3) 『国民新聞』明治四十三年八月十九日付朝刊、「能楽欄」。
- (4) 拙稿「能楽の近代化と池内信嘉―能楽の改良し得らる、や否や―」(『演劇学論叢』第十二号、二〇一二年七月、七～三三頁)。
- (5) 西野春雄「近代前期の新作謡曲―近代謡曲史稿―」(『能楽研究』九号、一九八四年三月、一三一～一三三頁)。
- (6) 高木弥左衛門俊政について、『福井村沿革誌』には、大和国高木村に住居したことから高木信光と称した八条院判官代信光(源頼光の子、頼親五世の孫)の十八世の裔孫、高木丞之助貞政の三男とする。この俊政の父にあたる高木丞之助貞政は、「天文年間美濃国石津郡駒の西、舟岡山に城を築いたと記され、山本大・小和田哲男編『戦国大名家家臣団事典 西国編』(昭和五十六年、新人物往来社)所載の「斉藤氏家臣団人名事典」でも、高木丞之助貞政は、斉藤道三の客分で、海津郡駒野城(船岡山の城のこと)を守ったことが確認できる(同書十九頁)。茨木市観光協会公式ウェブサイト「いばらき観光」「癒し散策茨木の寺院」によれば、茨城市東福井の遍照寺が高木家縁の寺とごう( <http://www.ibaraki-kankou.or.jp/jin/66.pdf> )。
- (7) 寛永十二年(一六三五)、大坂真島町(現東区今橋一丁目)。
- (8) 十人両替の制度は、寛文十年(一六七〇)の制度化された当初のなかに「平野屋」はなく、宝暦十一年(一七六一)より十人両替に選ばれた。『国史大辞典』七卷、二九六頁)、関山直太郎「十人両替考(上)」(下)(『経済史研究』昭和五年六月、八月)参照。
- (9) 明治元年(一八六八)五月に維新政府が江戸時代の慣例であった銀目を廃止した影響を受け、平野屋の経営は急激に危機におちいったらしい(『国史大辞典』参照)。
- (10) なお、「常置員」であることは、明治十四年七月二十八日の『朝日新聞』でも確認される。「去廿三日郡部会に於て選定なりし郡部

の常置委員は総員五名の内和泉撰の四ヶ国より一名づつ、を撰挙せしめ一名は四ヶ国中より通撰することに決し先づ大和国にては片山太郎次郎君撰津は中村英五郎君、和泉は熊澤友雄君、河内は大東象五郎君が最高点また四ヶ国通撰は恒岡直史今村勤三の二君同数なれど年長を以て恒岡君を推し予備員も定員同様にて大和の国は中井栄次郎撰津は高木半君和泉は井坂光輝君河内は東尾平太郎君四ヶ国通撰の分にて磯田清平君が其撰に当らえたり。

(11) 『大阪府会史』には三島郡の代表とあるが、島上郡と島下郡が三島郡として合併したのは明治二十九年(一八九六)のことであり、高木半が選出された際は、島上郡と島下郡の代表であったと考えた。

(12) 『大阪府会史』『府会議員二関スル事項』。なお、『第六款議員選挙ノ結果』によれば、初当選は明治十二年三月二十一日で、選挙会は「島下郡役所」、人員三名のところ得票数一二九四票で二位の七六三票を大きく引き離して一等当選している。住所は「島下郡福井村千番地」で、新作能謡本各種の奥付と一致する。明治十四年一月十一日選挙では二四六六票を獲得、二位は中谷謙三で二一六票であった(八十一頁)。

(13) 「島下郡福井村学校は、府会議員高木半君の大尽力に立派に去月廿九日開業になり、同郡の模範小学をも兼て盛大なりと。又高木君は福村中原村の戸長に命ぜられしが、府会議員を止める事なら戸長を辞すると云ふて居る、と」(朝日新聞、一八八〇年八月七日)。

(14) 「府会議員の篠川利祐氏は一昨日議員を廃し更に学監取締を拜命なり同議員高木半中村英五郎の両氏ハ学監を拜命せらる」(朝日新聞、明治十二年(一八七九)八月三日、朝刊二頁)。

(15) 「当府会議員高木半氏の息女三枝(十八年)さんハ十四才の頃東京師範学校へ入学せしが、多年の勉強空しからず此頃専業を終て帰坂せられしが一昨日当府師範学校五等訓導を命じられしと」(朝日新聞、明治十三年四月八日)。

(16) 文化四年(一八〇七)〜文久三年(一八六三)。安政二年(一八五五)まで私塾咸宜園の二代目塾長を勤めたのち、天保七年(一八三二)に大坂に開塾した。弘化三年(一八四三)に江戸に移り、弘化三年(一八四六)、再び大坂に戻り開塾している。高木半は文政十年(一八二七)生れである。

(17) 文化十四(一八一七)〜明治三十五(一九〇二)豊前国宇佐郡の儒学者帆足万里に学び、明治維新後大阪に移り、明治十四年より伊勢の神宮皇学館教頭を務める。『桜井』への序文の年記は「明治十六冬」で病を理由に教頭の職を辞して大阪に戻った頃かと推察される。晩年は大阪で執筆活動に専念した。高梨光司『敷田年治翁』(播仁文庫、大正十五年)参照。

- (18) 平野町八百屋町を南に入った東側にあった。元川良也「大阪謡能界半世紀」(『国粹謡曲の能楽』(大正六年、現代芸術名家大鑑刊行会)一九四頁)。
- (19) 丸岡桂「古今謡曲解題」(『観世流謡本出版年譜』)「明治時代の出版」にも、同名の出版本は見られない(大正八年初版。昭和五十九年の復刻版参照。七九～一〇〇頁)。
- (20) 明治十六年七月十五日、橋岡舞台にて大西亮太郎、生二左兵衛、小西新右衛門、観世父子、浅井織之丞、片山九郎右衛門等が出勤したらしい。元川良也「大阪謡能界半世紀」一九九～二〇〇頁。
- (21) 大西家は京観世岩井派の一門。大西新右衛門寸松(一八一〇～一八八三年)。大西鑑一郎はその息男。(閑雪。一八四〇～一九一六年)。大西亮太郎(手塚亮太郎。一八六六～一九三二年)は、寸松の外孫。『能楽大事典』(筑摩書房。二〇一二年)参照。
- (22) 観世アーカイブ参照。括弧内の数字は、観世アーカイブの整理番号である。
- (23) 《千秋舞》《叢雲》《卯花重》《征露のかたり》《鞠のいさを(楓の鞠)》《勝軍祝》《三韓》《玉敷の雪》《鳳駕迎》《太刀沈》。
- (24) 表章「観世流史参究」(檜書店、二〇〇八年)「二世左近清孝」参照。
- (25) 観世アーカイブ(9211/0)。
- (26) 表章「観世流史参究」四一三頁。その前年の明治二年に先祖供養という理由で上京したことを、表氏は「京阪の門弟と連絡を取って家元としての収入を確保することが主眼の上京だったろうが」と推察されている。
- (27) 『梅若実日記』明治十三年二月二日条に、「昨日大坂ノ大西鑑一郎ト申人初而清孝同道ニテ被参土産ニ金半円持参被到ル。右二付三日ニ私今川小路へ罷越同人ニ面会餞別トシテ金壹円遣ス」(第三卷、三〇四頁)。
- (28) 『梅若実日記』明治十八年十月十三日条に「大西亮太郎ト申者ニ初テ面会致ス」とある(第四卷、一二五頁)ほか、『国粹謡曲の能楽』(大正六年)の「大西亮太郎」の項に、「然るに君は大に飛ばむと欲して東都に出で、梅若家に師事した、そして観世清廉の許にも親しく出入して其蘊奥を極むるに努力したものである」とある(趣味と名士)「一三三頁」。
- (29) 『梅若実日記』第四卷、一四七頁。
- (30) 『梅若実日記』第四卷、一五一頁。
- (31) 『梅若実日記』第七卷、三一二頁。
- (32) 『梅若実日記』第四卷、二二三頁。

- (33) 齊藤芳之助『謡曲名家列伝』(能楽通信社、大正三年)六十八頁。ただし、『日本人物情報大系』第八十三卷(皓星社、二〇〇一年)二十二頁参照。
- (34) 表章編『鴻山文庫本の研究』謡曲の部』(昭和四十年、わんや書店)八三三頁。
- (35) 明治二十七年十月二十日付、『大阪朝日新聞』に、「恤兵献金の能楽 今井喜久治氏発起となり、明二十一日午前九時より茨木村別院にて恤兵献金の為め能楽の催しあり、其番組は、小鍛冶(大西鑑一郎)、鉢木(高木半)、望月(大西亮太郎)、安宅(今井菊路)、錦戸(野間亀之助)、狂言は昆布売、二九十八、宗論、仏師等なり」とある。
- (36) 西岡遼明「読古人文也難、論古人之文也易説」(『能楽』明治四十年五月、十二頁)。

〔参考文献〕

- 松木俊正『福井村沿革誌』(非売品)明治四十四年序。
- 齊藤芳之助『謡曲名家列伝』(能楽通信社)大正三年。
- 山本大・小和田哲男編『戦国大名家家臣団事典 西国編』(新人物往来社)昭和五十六年。
- 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』(吉川弘文館)昭和五十四年〜平成九年。
- 大阪府会編『大阪府会史』(大阪府内務部)明治三十三年。
- 倉田喜弘編著『明治の能楽』一〜四、『大正の能楽』(日本芸術文化振興会)平成六年〜平成十年。
- 朝日新聞記事データベース『聞蔵Ⅱビジュアル』。
- 高梨光司『敷田年治翁』(播仁文庫)大正十五年。
- 趣味と名士編輯部編『国粹謡曲の能楽』(現代芸術名家大鑑刊行会)大正六年。
- 丸岡桂著、西野春雄校訂『古今謡曲解題』(古今謡曲解題刊行会)昭和五十九年。
- 小林貴、西哲生、羽田昶『能楽大事典』(筑摩書房)平成二十四年。
- 表章編『鴻山文庫本の研究』謡曲の部』(わんや書店)昭和四十年。



表章『觀世流史參究』(檜書店)平成二十年。  
梅若六郎・鳥越文蔵監修、梅若実日記刊行会編『梅若実日記』一〜七卷(八木書店)平成十四年〜平成十五年。

(文学研究科講師)

## SUMMARY

The Modernization of Noh Theatre and Nakaba Takagi :  
His Personal History and Reactions  
to His Nationalistic Idea of Noh Theatre Reform

Kaoru NAKAO

This paper investigates the modernization of Noh during the Meiji period. When the Tokugawa Shogunate fell in 1867 and its subsidy of Noh came to an end, some sponsors and devotees suggested changing the form of Noh performance. The publications, “The essay of Yo-kyoku (『謡曲評論』)” and “The essay of Noh-gaku (『能楽評論』)” by Nakaba Takagi provide examples of such a movement. Takagi (1827-?) was a member of the prefectural assembly of Osaka, and a well known passionate amateur Noh enthusiast. During the latter part of his life, he became increasingly interested in the Noh theatre, and published ten new-made-Noh texts and two essays on Noh reform plan. However, there was very little agreement with his reformation ideas, even from fellow reformers.

In future research we will discuss in further detail the phenomenon of the heated discussion concerning Takagi's statements, and in this paper, we will examine Takagi's personal history, as well as Noh actors' reactions to his nationalistic ideas of Noh theatre reform.